

災害時における井戸水の供給に関する協定書

災害時における井戸水の供給等に関し、稻沢市と〇〇〇〇（以下「協力者」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、稻沢市地域防災計画に基づき、稻沢市が災害時（「稻沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等に備え飲料水以外の洗濯、トイレ等に使用できる水（以下「生活用水」という。）を確保するため、協力者の災害時における井戸水の供給の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時等において、協力者は稻沢市からの要請に基づき、可能な限り周辺住民に対して井戸水の供給および井戸の開放を行うものとする。

（井戸の所在）

第3条 協力者が被災者に対し、井戸水を供給できる井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 愛知県稻沢市_____

（要請手続）

第4条 稲沢市が協力者に対して協力を要請する場合、必要事項を記載した協力要請書（別紙様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、事後の要請とする。

（標識）

第5条 稲沢市は協力者に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、協力者は可能な限り市民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入り口付近に、その標識を設置する。

（情報公開）

第6条 稲沢市は協力者の同意が得られた場合に限り、井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（維持管理）

第7条 通常時における井戸の維持管理は、協力者の責任において行う。

（費用負担）

第8条 災害時における井戸水の供給に要する経費は、両者協議の上、適正な費用を稻沢市に請求するものとする。

（報告）

第9条 協力者は、その所有する井戸水の使用を中止した場合等、井戸水の提供ができなくなった場合、その旨を稻沢市に報告するものとする。

(協定期間)

第10条 本協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに稻沢市又は協力者いずれかから、協定解除又は変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

(連絡先)

第11条 本協定に定めた事項が円滑に実施できるよう両者の連絡先を以下のとおり定める。

稻沢市 電話番号 0587-32-1111 FAX番号 0587-32-1158

協力者 電話番号_____

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、稻沢市及び協力者は、誠実に協議して解決を図る。

この協定締結の証として本書2通を作成し、稻沢市と協力者両者署名のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

稻沢市

愛知県稻沢市稻府町1番地

稻沢市長

協力者

愛知県稻沢市_____

○ ○ ○ ○